



福岡医発第 1636 号（総）
平成 28 年 9 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

向精神薬の適正流通及び管理に関する監視指導の強化について

標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部薬務課長より通知がまいりましたので、お知らせいたします。

向精神薬の適正流通等については、平成 27 年 12 月 7 日付（福岡医発第 2372 号（総））にて通知しておりますが、本通知は別添資料のとおり、福岡県内の薬局において、大量の向精神薬を営利目的で不正に譲り渡す密売事件が発生したことに伴い、改めて向精神薬の適切な処方、流通及び管理の徹底を図ることについて協力を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員への周知方ご高配賜りますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

向精神薬担当理事 吉武靖博
会長 白石恒明

28薬第1633号

平成28年8月25日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

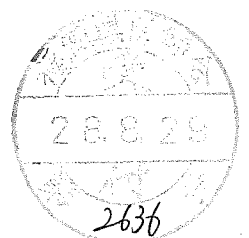
福岡県保健医療介護部薬務課長
(麻薬係)



向精神薬の適正流通及び管理に関する監視指導の強化について

今般、別添1のとおり福岡県内の薬局において、大量の向精神薬を営利の目的で不正に譲り渡す事件が発生し、九州厚生局麻薬取締部が麻薬特例法等違反で薬局経営者を逮捕・送致した旨、記者発表がありました。

向精神薬の適正流通等については、平成27年11月19日付27薬第2680号福岡県保健医療介護部薬務課長通知（別添2）にて周知等行っておりますが、貴会におかれましても、あらためて貴会会員各位等へ周知していただくとともに、向精神薬の適切な取扱いの徹底について御協力賜りますようお願いします。



報道関係者各位

<担当者>

九州厚生局麻薬取締部

情報官 矢崎重成 (ヤザキ シゲナリ)

☎ 092-472-2358又は092-472-2380

<レク>

平成28年8月24日(水) 午後2時～

プライムイースビル5階会議室(第2合同庁舎西隣)

薬局経営者(薬剤師)による大量の向精神薬密売事件

九州厚生局麻薬取締部は、薬剤師の資格を悪用して購入した大量の向精神薬を、複数の在日中国人に不正に転売して暴利を得ていた薬局経営者を逮捕。

3度の逮捕を経て、本日、麻薬特例法違反事実(業態犯)で福岡地検に追送致し、捜査を終結した。

1. 被疑者

麻薬特例法違反、麻薬及び向精神薬取締法違反

住居 福岡県太宰府市水城

氏名 加藤 聡(かとう さとし) 性別 男(43歳)

職業 薬局経営(薬剤師)

あおぞら薬局(大野城市下大利1丁目13番8号)

あおぞら薬局西通店(大野城市下大利1丁目6番29号)

2. 向精神薬の種類、密売期間、量、密売収益

向精神薬: マジンドール製剤 製品名「サノレックス0.5mg」

密売期間: H27.4.17～H27.10.26

密売量: 少なくとも約2万錠

密売収益: 少なくとも約430万円

3. 事案概要

被疑者は、上記期間、国内に住む複数の中国人に対して、薬剤師の資格を悪用して入手した多種の医療用医薬品とともに向精神薬であるサノレックスを処方箋なしで密売し、サノレックスだけでも少なくとも約430万円の利益を得ていた。

4. 逮捕等月日(すべてH28)

1回目 4/7 4/8身柄送致 4/27起訴(在日中国人への向精神薬譲渡)

2回目 5/10 5/12身柄送致 5/31起訴(別の在日中国人への譲渡)

3回目 6/15 6/16身柄送致 7/5起訴(別の中国人への「としての譲渡」)

追送致 8/24(上記1～3の逮捕事実と他の譲渡事実を包括した麻薬特例法5

条違反事実: 無期又は5年以上の有期懲役, 1000万円以下の罰金)



27薬第2680号
平成27年11月19日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長
(麻薬係)

向精神薬の適正流通及び管理に関する監視指導の強化について

このことについて、別添のとおり平成27年11月10日付薬生監麻発1110第3号にて、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、当該通知の内容を御了知の上、貴会会員各位等へ周知していただくとともに、向精神薬の適切な処方及び不正流通防止に御協力賜りますようお願いいたします。



薬生監麻発 1110 第 3 号

平成 27 年 11 月 10 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局

監視指導・麻薬対策課長

(公印省略)

向精神薬の適正流通及び管理に関する監視指導の強化について

今般東京都内の診療所の医師が、大量の向精神薬を営利の目的で不正に譲り渡す事件が発生し、関東信越厚生局麻薬取締部が同人を麻薬及び向精神薬取締法違反で逮捕しました。本件においては、当該医師が向精神薬を取り扱う卸売業者から大量の向精神薬を購入していたにもかかわらず、医薬品製造販売業者や向精神薬を取り扱う卸売業者等による適切な対応が取られず、結果的に大量の向精神薬が横流しされる事態となりました。

つきましては、下記事項に留意して、各地方厚生局麻薬取締部、貴管内関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会等）、向精神薬を取り扱う卸売業者等との連携をより一層密にして向精神薬の適正な流通及び管理の徹底を図るとともに、向精神薬の不正流通の疑いを認知した場合には厳正に対処されるようお願いいたします。

記

留意事項

1. 向精神薬不正流通防止のために、貴管内医薬品製造販売業者、向精神薬を取り扱う卸売業者等との連携強化を図り、向精神薬の不正取引に関係しているおそれがある場合には速やかに情報提供するよう指導すること。併せて、関係団体の協力を得て、不正取引の防止に取り組むこと。
2. 管轄麻薬取締部と連携して、向精神薬を取り扱う卸売業者への立入検査を計画的に実施し、向精神薬の販売先、その数量等について確認するなどし、向精神薬の流通実態の把握に努めること。
3. ある時期を機に向精神薬の購入量が不自然に増加した病院、診療所、薬局等に対し、監視指導を強化すること。
4. 施設の規模と合致しない量の向精神薬又は標榜診療科目と合致しない向精神薬を購入している病院、診療所等に対し、監視指導を強化すること。